

先進医療実施医療機関(国立国際医療研究センター)からの報告について

1. 経緯の概要

- ・ 「ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断(PCR法)」については、平成 26 年 1 月 1 日から先進医療 A として実施されている。
- ・ 国立国際医療研究センター(以下、同センター)においては、令和 2 年 9 月 1 日から当該先進医療を行っている。
- ・ 令和 5 年 1 月 20 日に同センターから先進医療事務局(厚労省保険局医療課)に本先進医療に係る事案について報告がなされた。
- ・ それを受けて、同事務局は新井座長に報告の上で、当該医療機関における当該先進医療の新規組み入れ中止について伝達し、同日から新規組み入れ中止とした。
- ・ 2 月 2 日の先進医療会議に第 1 報があり、当該報告に基づき審議を行った。
- ・ この度、同センターから先進医療会議からの指摘事項を踏まえ、2 回目の報告があった。

2. 報告の内容

- ・ 別紙 4 の通り。

3. 今後の対応について

- ・ 同センターの事案について、内容に関して確認すべきことがないか。
- ・ 同センターにおける再発防止策が適切かどうか。
- ・ 上記を確認した上で、今後の対応についてどう考えるか。